

人間ドック受診についてのお願い

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

緊急事態宣言の発令及び国からの通知等を受け、人間ドック指定医療機関においても、人間ドックを一時的に中止している場合があります。

当支部においては、人間ドック健診料補助事業は継続して実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止や医療体制の維持のため、組合員の皆様には受診時期をご検討くださるようお願いいたします。

【留意事項】

- (1) 人間ドック利用申請書の提出があった場合は、申請のあった健診年月日により承認書を発行しますが、健診機関において健診を一時中止している場合があります。
(健診年月日を変更した場合でも、承認書はそのまま使用できます。)
- (2) 健診を実施していても、肺機能検査等の検査項目を中止している場合があります。
- (3) 以下に該当する場合は健診機関に連絡し、受診を延期してください。
 - ・ のどの痛み、咳などの風邪症状や嗅覚(におい)、味覚(あじ)の低下といった症状がある
 - ・ 37.5° C以上の発熱がある
 - ・ 健診を受診する1週間以内に、37.5° C以上の発熱があった
 - ・ 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)と接触歴がある
 - ・ 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある(およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある)

4月1日現在43、46、49、52、55、58歳の組合員の方へ 共済組合の脳ドック補助が受けられます！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

対象となる組合員には、6月下旬に案内文書及び受診券を所属所を通じて配付予定です。(補助額: 10,000円)
脳梗塞やくも膜下出血などの脳の病気を未然に防ぐため、この機会に脳ドックを受けましょう！

受診期間 令和2年7月1日～令和3年3月31日 期間外に受診されても補助は受けられません。

※人間ドックオプションでの脳ドック受診は補助の対象となりません。

※受診券を紛失される方、受診日に持参しない方が多くいらっしゃいます。受診券が無いと補助を受けられません。

受診の流れ

【受診券の配付】

対象となる組合員には、6月下旬に案内文書及び受診券を所属所を通じて配付予定です。

【受診予約】

指定医療機関(案内文書及び千葉支部HPに掲載)に受診の予約をしてください。

【受診当日】

受診券を必ず持参してください。受診券を提出するとともに、補助金額分を差引いた額をお支払いください。

互助会による脳ドック補助を併せて受けられます。(互助会補助は3年に1回)